当健康保険組合における職場の健康づくり支援について

１．当健康保険組合における課題

（1）当健康保険組合における医療費等の状況

当健康保険組合においては、被保険者の平均年齢が４５．８２歳と、比較的高く、これにより一人当たり法定給付費が２８０，７５４円(健康保険組合連合会（以下健保連）平均 237,314 円)と比較的高額であり、特に生活習慣病において高額(図1)となる傾向にあります。

なお､慢性腎不全による人工透析には１名あたり年間６００万円ほどの医療費が発生しますが、当健康保険組合には６０名ほどの人工透析者がおり、医療費負担は莫大なものです。新規の人工透析を防止するためには、健康リスクがある方の未受療は喫緊の課題です。

また、運動習慣については全国平均を下回り、喫煙習慣については全国平均を上回っており(図2)、対応が必要です。

年齢別１人当たり生活習慣病医療費 （図１）

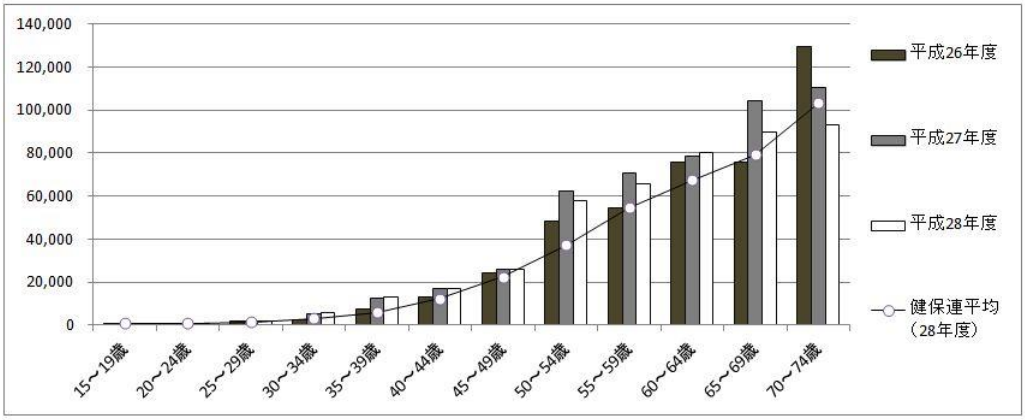

当健康保険組合喫煙率 （図２）

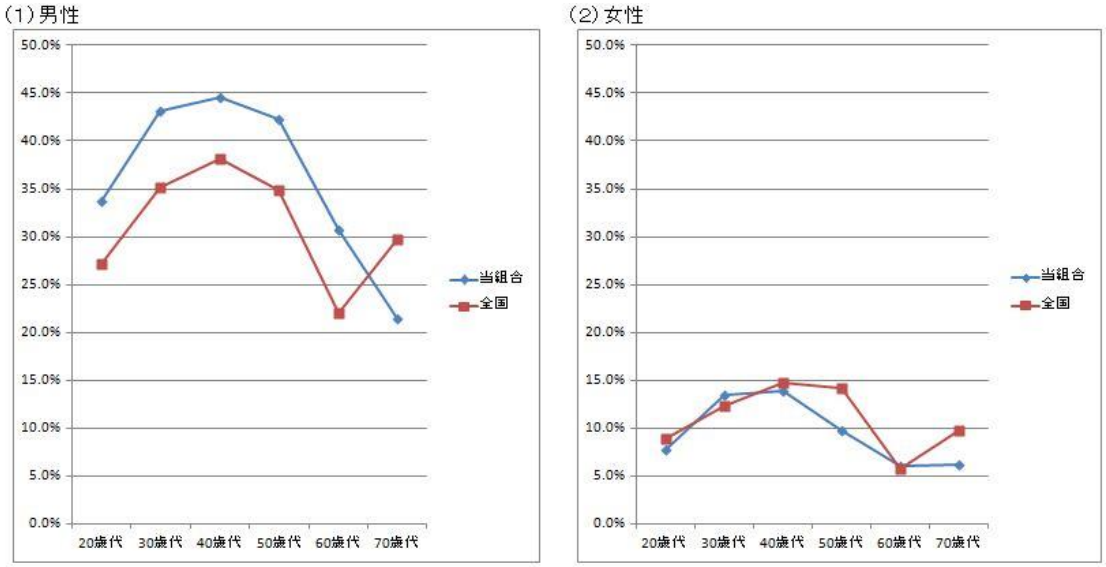

※当組合データは平成28年度問診票の結果から
※全国データは日本たばこ産業株式会社(JT)『全国喫煙者率調査』より(平成28年)

（２）当健康保険組合における特定健診及び特定保健指導の状況

満４０歳以上の方は、糖尿病、高血圧、高脂血症等の生活習慣病を患うリスクが若年者と比して高いため、年に１回特定健康診査の受診が義務付けられておりますが、当組合における実施率はここ数年上昇しているものの、いまだ低い受診率で推移しており、多数の方が自身の健康状態を把握できていない恐れがあります。このため、潜在的なリスク者が未受診となっている恐れがあります。また、健診結果の良くなかった未治療の方については特定保健指導の実施が義務付けられておりますが、指導終了率は依然低く、健康保険組合連合会の平均値と大きく乖離しております。

特定健康診査受診率　（図３）

被保険者

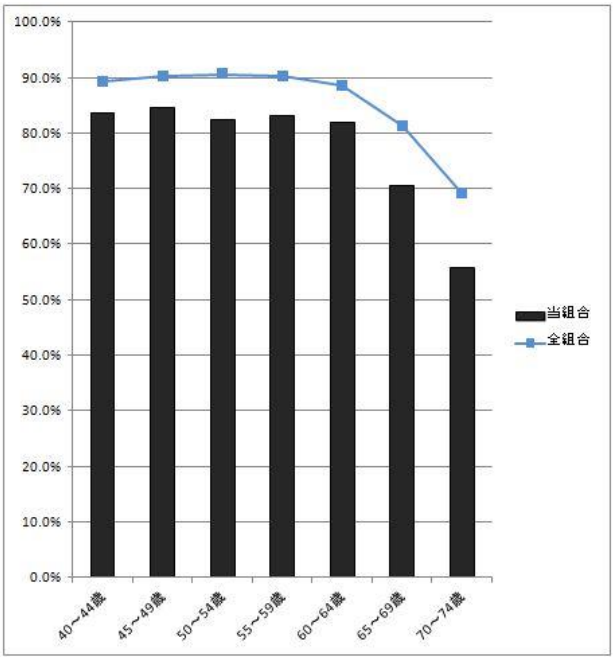

（当組合平均 85.7%　健保連平均 89.5%）

被扶養者

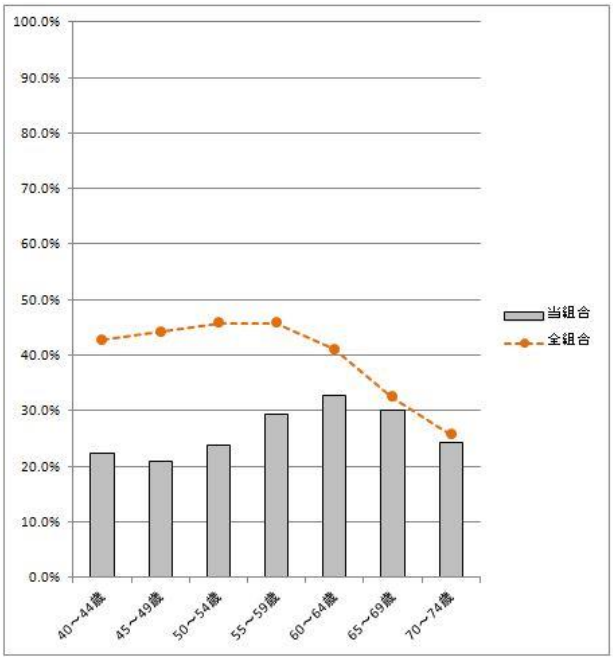

（当組合平均 23.7%　健保連平均 43.1%）

特定保健指導終了率の推移　（図４）

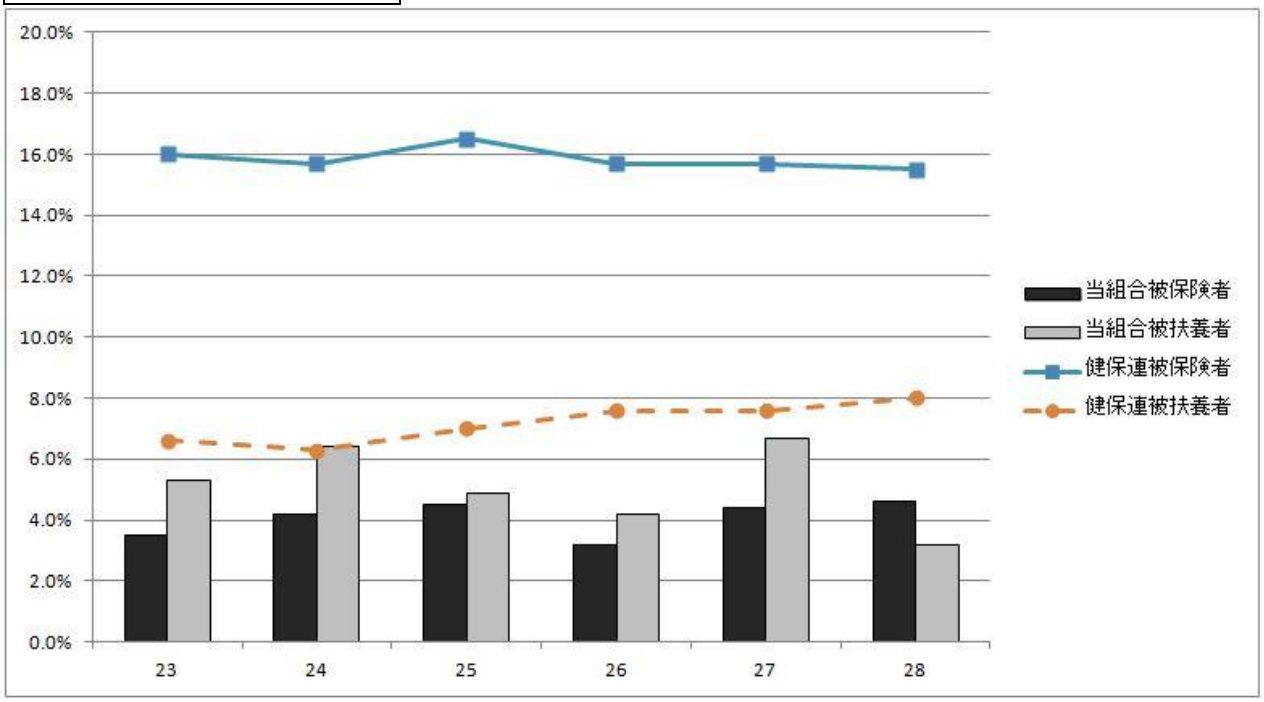

２．「コラボヘルス事業」について

従来から当健康保険組合は、加入者の健康の保持増進を図ることにより、加入者自身のQOL（Quality of Life～人生の質～）を高め、ひいては医療保険財政の健全化を図るという視点で保健事業を展開して参りました。また平成２７年度からは健康保険組合が保有する健診データやレセプトデータ等を分析し、保健事業の遂行を図る「データヘルス計画」を策定し、効率的かつ効果的な保健事業を実施すべく努力しているところです。

しかしながら近年、これらの視点に加え、加入者の健康の保持増進を図ることにより企業経営の安定を図るという「健康経営」の視点が提示されております。

これは、被保険者（従業員）と被扶養者（従業員の家族）の健康に問題が発生すると、事業所の業務遂行に悪影響を及ぼす恐れがあるので、健康を加入者個人の問題と捉えるのではなく事業主が積極的に職場の健康づくりに関与し、従業員等の健康を維持することで健康不良による欠員、生産性低下等を防ぐという趣旨の視点です。

当健康保険組合はこの視点に着目し、事業主と共同で職場の健康づくりに取り組みます（コラボヘルス）図5。

コラボヘルスのイメージ （図５）

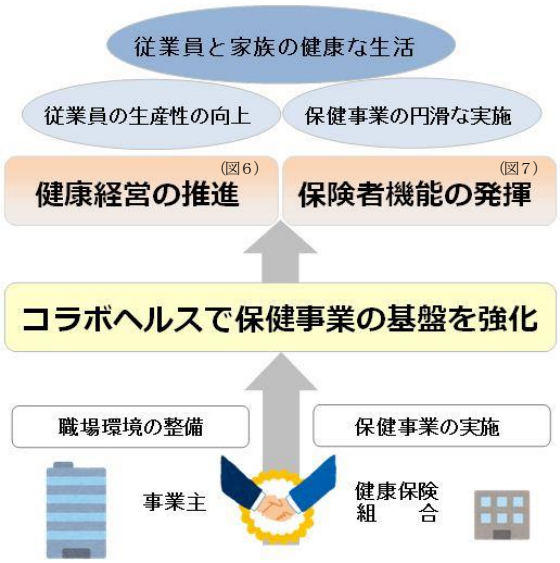

健康経営の推進のイメージ （図６）

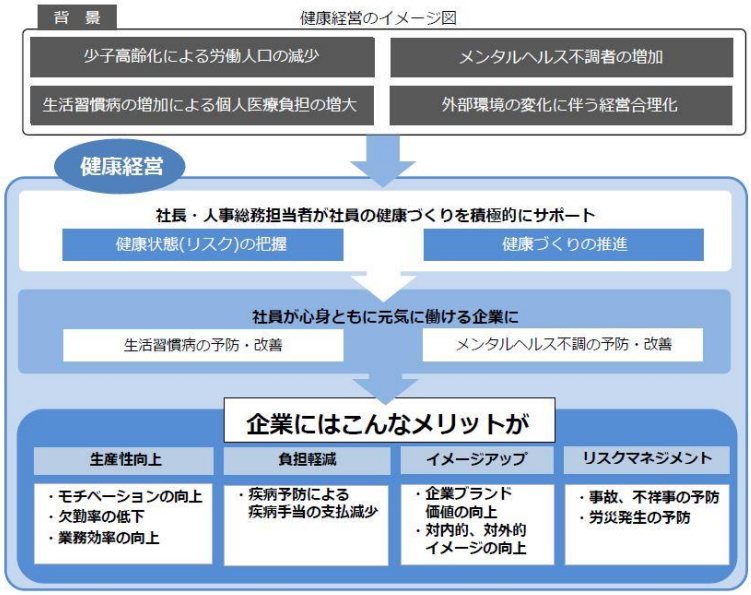

保険者機能の発揮のイメージ （図７）

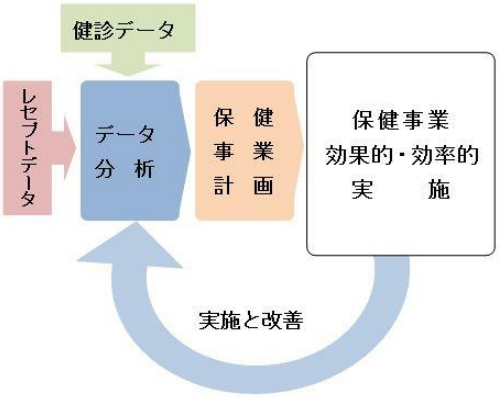

３．当健康保険組合における職場の健康づくり支援について

（１）事業主との協働事業（コラボヘルス）

ｉ事業所訪問事業

健康保険組合事務局と医療専門職が事業所を訪問し、医療費の傾向や健診データ、職場の健康づくりへのアドバイス等の情報提供を行います。（随時）

ⅱ職場の健康づくり支援

当健康保険組合が半額を補助して健康器具（血圧計等）を斡旋し、事業所での健康づくりを支援します。（５月案内）

（２）健康企業宣言

ｉ健康企業宣言事業

健康保険組合連合会東京連合会等が発足させた健康企業宣言東京推進協議会が実施する健康企業宣言に参加します。事業所に、当健康保険組合が実施する事業主との協働事業を活用いただき、健康経営として実情に合った職場における健康づくりの取組みを支援します。

４．重症化予防の取組みについて（腎不全重症化予防プログラム）

一人当たりの医療費が最も高い慢性腎不全（人工透析）のリスク者を、労働安全衛生法にかかる法定健診の結果等の健診データから抽出し、医療機関未受療の方へ受診勧奨をしております。また、人工透析重症化予防以外にも、脳卒中、心筋梗塞等を引き起こす恐れのある高血圧・高脂血症が疑われる方についても同様に抽出し、受療勧奨を行い、健診結果リスク者が適正な医療を受けずに、一足飛びに重症化しないよう、リスク者の自宅あてに受療勧奨案内をしております。

コラボヘルスの推進に向けた当組合の基準はこちらをご覧ください。

結局、事業所としては何をすれば…

健康保険組合の保健事業をご活用いただくことで、健康経営を進められます。

☆各種健診・特定保健指導の活用

健診データを健康保険組合で分析することで、生活習慣病のリスク者を抽出可能です。

（健診について健康保険組合の補助をご利用いただければ、抽出可能です）

☆コラボヘルス関連事業の活用

事業所訪問、禁煙、血圧計設置等で職場の健康づくりをサポートいたします。

コラボヘルス（事業所訪問等）、健康診断などのご相談は…

東京都電気工事健康保険組合　保健課　℡　０３－３８６１－１８５２